

# 生徒心得

# 目 次

沿革概要	1
I 授業について	5
学習のきまり等について	5
授業を受ける心得	6
考査を受ける心得	6
II 生活について	7
服装規程	7
アルバイト規程	8
運転免許取得規程	9
生徒会規程	10
選挙規程	15
自転車通学について	17
身だしなみ点検について	18
携帯電話の使用について	19
III 農業クラブ規約	20
IV 進路指導に関する規程	23
就職試験への推薦及び選考に関する規程	23
進学試験への推薦及び選考に関する規程	24

# 沿革概要

- 昭和 16. 2. 25 文部省告示第 164 号にて北海道庁立大野農業学校設立許可  
北海道庁立函館中学校長 水上正広  
北海道庁立永山農業学校長 平井平校長事務取扱を命ぜられる  
3. 31 新潟県立新井農商学校長 殖栗亮平、本校初代校長に転補される  
4. 8~9 北海道庁立函館中学校において入学試験実施  
4. 11 農業科 45 名、林業科 45 名の入学許可者を発表  
4. 21 大野国民学校仮校舎において開校式ならびに第一回入学式挙行  
7. 1 校章制定
- 昭和 17. 1. 24 校旗樹立式挙行  
6. 1 学校演習林 328.17ha の経営を委託される  
10. 25 寄宿舎 3 棟 共同会館 畜舎 農業作業教室竣工
- 昭和 18. 2. 5 大野国民学校仮校舎より移転（当時竣工の共同会館を校舎に使用）  
4. 1 学校寄宿舎開設  
8. 20 寄宿舎 2 棟・屋内体操場竣工
- 昭和 21. 10. 27 創立 5 周年記念式挙行
- 昭和 22. 4. 24 六三三制実施により本年度入学の第 1 学年を北海道庁立大野農業学校  
併置大野中学校第 3 学年生徒として取扱う  
11. 1 北海道立大野農業学校と改称
- 昭和 23. 3. 26 一階校舎（6 教室）竣工  
4. 1 新学制実施にともない北海道立大野農業高等学校と改称  
10. 20 定時制課程農業科併置  
11. 30 本校舎第 1 期分（2 階 419m<sup>2</sup>）竣工
- 昭和 25. 4. 1 高等学校再編成により大野農業高等学校と改称  
6. 26 本校舎第 2 期分（2 階 520m<sup>2</sup>）竣工
- 昭和 26. 6. 30 本校舎第 3 期分（2 階 3,021m<sup>2</sup>）竣工  
10. 6 創立 10 周年ならびに本校舎落成式挙行、校歌制定、正門を築造
- 昭和 28. 12. 23 防水貯水池竣工
- 昭和 29. 4. 1 全日制課程農村家庭科設置  
11. 3 定時制教育 10 周年記念大会挙行
- 昭和 33. 11. 3 土俵完成
- 昭和 34. 3. 25 農業管理室、林産実習室竣工
- 昭和 35. 4. 18 全日制課程に園芸科新設
- 昭和 36. 1. 6 草花教材温室竣工  
10. 15 創立 20 周年記念式挙行  
11. 13 グラウンド整地完成
- 昭和 37. 5. 1 農産加工室竣工
- 昭和 38. 4. 1 全日制課程に食品加工科新設、農村家庭科は生活科と改称  
農業近代化指定校  
5. 20 定時制第 1 学年募集停止  
野菜温室、温室作業室、収納室、製図室竣工  
10. 15 前庭主道舗装完成  
12. 5 防火用貯水池竣工  
12. 20 園芸宿泊実習室、園芸機械室竣工
- 昭和 39. 11. 17 農業実習室、園芸実習室竣工  
12. 10 ぶどう温室竣工

- 昭和 40. 10.31 被服実習室、肥料舎、 耕温室、農機具整備実習室竣工
- 昭和 41. 3.10 定時制課程閉課
- 10.28 前庭沈床花壇、主要農道、バレーボールコート竣工
12. 1 調理室、大量炊事室、農業実験室、草花生産温室、用土室、車庫竣工
- 昭和 42. 2.24 新校旗樹立式挙行
- 8.28 大野町より土地（8,942m<sup>2</sup>）および樹木（松 77 本）寄付採納
- 昭和 43. 12. 4 P T A より樹木（杉並木）28 本、風致林として寄付採納
- 12.15 農産加工、食品化学実験室、応用微生物実験室竣工
- 昭和 44. 4. 1 自営者養成農業高等学校に文部省指定  
（平成 10 年 10 月農業経営者育成高等学校に名称変更）
- 昭和 45. 2. 4 屋外給水設備（給水タンク）工事竣工
- 3.25 寄宿舍（自営者寮）、牛舎、農機具整備実習室ほか 14 棟竣工
4. 1 自営者養成農業高等学校として教育開始
- 11.30 屋内体育館、生徒昇降口、生徒便所竣工、屋外給水設備（給水タンク）
- 昭和 46. 4. 1 農業経営科新設、林業科募集停止
- 8.18 水田完成
- 10.22 創立 30 周年同窓会記念和式庭園「鹿島園」完成
- 10.23 創立 30 周年記念式典挙行
- 12.15 園芸科材料庫及び農業科鶏舎完成
- 昭和 47. 3.18 遠隔地寄宿舍完成（499m<sup>2</sup>）
- 11.15 寄宿舍燃料庫竣工
12. 5 格技場、農場土木実習室、農機具整備実習室竣工  
土・肥料農産加工実習室、畜産加工実習室竣工
- 昭和 48. 3.31 林業科閉科
4. 1 農業改良普及事業連携指定校
- 昭和 49. 3.31 全日制課程林業科閉科
- 昭和 53. 5.30 校内主要道路平板舗装 130m 完成引受
- 昭和 54. 5.30 校内主要道路コンクリート舗装 371m 完成引受
- 12.21 草花温室（鉄骨造りアルミサッシ製改築）、水泳プール竣工
- 昭和 55. 4. 1 食品加工科を食品製造科と改称
- 5.23 校内主要道路コンクリート舗装 284m 完成引受
- 昭和 56. 10.24 創立 40 周年記念式典挙行
- 昭和 57. 4. 1 農業経営科募集停止
- 昭和 59. 3.22 校舎改築第 1 期工事受水槽工事、浄化槽工事竣工
- 3.20 プール屋上工事竣工
12. 3 校舎改築第 2 期工事竣工
- 昭和 60. 11. 1 改築工事（グラウンド・テニスコートを含む）工事竣工
- 昭和 61. 10.25 校舎改築記念式典挙行
- 平成 2. 3.19 園芸実習室（バイオ実習室）竣工（251.1m<sup>2</sup>）
4. 1 生活科を生活科学科と改称
- 平成 3. 10.26 創立 50 周年記念式典挙行
- 平成 4. 4. 1 食品製造科を食品科学科と改称
- 平成 5. 2.16 北海道教育実践表彰受賞
- 5.14 文部省指定奉仕等体験学習研究指定校（平成 5～6 年度）
- 平成 6. 12. 3 相撲道場竣工
- 平成 7. 5.31 特色ある高校づくり推進事業指定（平成 7～8 年度）
- 11.30 水耕栽培温室竣工
- 平成 10. 7. 1 文部省指定スクールカウンセラー活用調査研究委託指定校  
（平成 10～11 年度）

11. 9 変電装置改修工事竣工  
 11.11 寄宿舍改築外構工事竣工（第1期）  
 11.26 車椅子用トイレ改修工事竣工  
 12.17 果樹園フェンス改修工事竣工  
 平成 11. 2.25 渡島管内教育実践表彰受賞  
 3.25 寄宿舍改築工事竣工  
 8.27 全国高等学校PTA連合会実践活動表彰受賞  
 12.13 寄宿舍改築外構工事竣工  
 平成 12. 1.31 水田貯水池防御フェンス工事竣工  
 11. 9 微生物基礎実習室竣工  
 平成 13. 10.25 みどりの環境図づくり実践活動表彰受賞  
 10.27 創立60周年記念式典挙行  
 12.28 家畜鎮魂碑竣工  
 平成 14. 3.26 屋内体育館改築工事竣工  
 水泳プール及び屋上改築工事竣工  
 テニスコート移設工事竣工  
 4. 1 文部科学省指定人権教育推進研究指定校（平成14～15年度）  
 文部科学省指定就職指導の改善に関する研究指定校（平成14年度）
- 平成 15. 12. 5 教育情報化設備整備工事竣工  
 平成 16. 3.19 資源循環バイオ実習室竣工  
 7. 1 夢と活力あふれる高校づくり推進事業指定校（平成16～17年度）  
 平成 17. 12.13 柔剣道場長寿命化対策工事竣工  
 平成 18. 6.30 「北を活かす人づくり」推進事業指定校（平成18～20年度）  
 平成 19. 1.30 「わが村は美しくー北海道」運動コンクール「人の交流」部門銀賞受賞  
 平成 20. 10.17 大農ショップ「鹿島屋」オープニング式典挙行  
 12. 8 校舎大規模改造工事竣工  
 平成 21. 4. 1 「専門学校 Power Up プロジェクト」推進事業（先端技術の習得）指定校  
 （平成21～23年度）  
 6.22 中・小家畜（豚）飼育、豚2頭（岩見沢農業より管理換）  
 中ヨークシャ2頭  
 6.29 中・小家畜（鶏）飼育、鶏50羽  
 （もみじ20羽、土佐15羽、あすなろ15羽）
- 平成 22. 3.30 軽油タンク新設工事竣工  
 7.17 創立70周年記念事業設立総会  
 10. 6 農業クラブ全国大会北海道大会「農業情報処理競技」当番校（岩見沢）  
 平成 23. 4. 1 高校ステップアッププログラム実施指定校（平成23～24年度）  
 高等学校スクールカウンセラー配置事業指定校（平成23～24年度）  
 10.22 創立70周年記念式典挙行  
 校歌入り石碑建立、恩師の桜記念碑建立、恩師の桜「紅豊」植樹
- 平成 24. 4. 1 就職指導の改善に関する研究指定校  
 8. 1 専門学校「Skill Up」プロジェクト推進事業指定校（平成24～26年度）  
 平成 25. 4. 1 「スポーツエキスパート活用事業（空手部）」指定校（平成25年度）  
 「高校生ステップアップ・プログラム」事業指定校（平成25年度）  
 「北海道高等学校学力向上推進事業」Cモデル数学協力校  
 （平成25～27年度）  
 「道立高校スクールカウンセラー活用事業」指定校（平成25年度）
- 平成 26. 2.26 渡島管内教育実践表彰受賞  
 3.31 専門学校「Skill Up」プロジェクト推進事業完成

- 平成 27. 10. 1 専門学校「Progressive」プロジェクト推進事業指定校(平成 27～29 年度)
- 平成 28. 2. 15 道教育実践表彰受賞
4. 1 「北海道高等学校学力向上実践事業」Cモデル数学協力校  
(平成 28～30 年度)
- 平成 29. 4. 20 「北海道高等学校英語力向上事業」タイプⅡ協力校(平成 29～31 年度)
- 平成 30. 4. 8 日本ホルスタイン協会体型審査 6 代連続 EX 評価
- 平成 30. 10. 14 「J G A P」認証 米(粳・玄米・精米)
- 令和 元. 10. 31 「わが村は美しくー北海道」運動 函館開発建設部企画部門賞受賞
- 令和 2. 1. 11 「A S I A G A P」認証(トマト・ミニトマト・りんご・日本なし・西洋  
なし・ぶどう)
- 令和 2. 3. 31 全日制農業科閉科・全日制園芸科閉科・全日制生活科学科閉科  
自営者寮(清和寮)閉寮
- 令和 2. 4. 1 全日制農業科学科新設・全日制園芸福祉科新設  
第 1 学年 3 学科(全日制農業科学科・全日制園芸福祉科・全日制食品  
科学科)編成 二学期制となる
- 令和 3. 10. 14 創立 80 周年記念式典挙行
- 令和 4. 3. 31 農業科、生活科学科閉科
- 令和 4. 6. 15 牛舎・羊豚舎工事竣工
- 令和 4. 12. 6 第 9 回全国女子フォーラム(北海道大会)開催

# I 授業について

## 学習のきまり等について

(1) **学習成績の評価**は、定期考査または実技・実験・実習等の成績と学習意欲・学習態度・出欠席・課題の提出状況などを資料として、それぞれの教科のシラバスに提示されている3観点（「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」）に基づいて総合的に決定されます。

(2) 本校での観点別評価と評定の関係は、次の基準によります。なお、  
 評定1（観点別評価CCC）と判断されたものは単位が不認定となります。

観点別学習状況	
「十分満足できる」状況と判断されるもの	A
「おおむね満足できる」状況と判断されるもの	B
「努力を要する」状況と判断されるもの	C

3観点の学習状況（順不同）と評定の関係		
「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるもの	AAA AAB	5
「十分満足できる」状況と判断されるもの	ABB AAC	4
「おおむね満足できる」状況と判断されるもの	ABC BBB BBC ACC	3
「努力を要する」状況と判断されるもの	BCC	2
「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」状況と判断されるもの	CCC	1

(3) **1学期末の評価**は9月下旬に、**学年末の評定**は1年間の成績を総合して3月下旬に通知します。

(4) 単位および各教科以外の教育活動の認定

ア **教科単位**は、授業実施時数の80%以上を出席し、評定2以上(評定1がない)の成績を収めたときに認定されます。（単位修得）

イ **特別活動（LHR・学校行事・生徒会行事等）の単位**は、実施時間の80%以上を出席したときに認定されます。

ウ **特殊な判定**を必要とする場合は、職員会議で審議します。

(5) 進級・卒業認定

ア **進級**は、学校で定める教育課程に従って教科・科目および教科以外の教育活動をおさめ、それらの単位のすべてを修得した者について認定します。

イ 学年末において修得できない教科・科目等がある場合は、進級・卒業できず、**原級留置**とします。ただし、修得できない科目等が2科目以内であり、年度内補習が可能な場合は、追認の機会が与えられることもあります。追認に関する指導補習は、認定会議後に行なわれます。

ウ **教科出席時間数不足**の科目が1科目でもある場合は、**原級留置**となり**進級・卒業できません**。特別活動の出席時数不足の場合は、その欠席理由により補

充が認められることもあります。

エ 学校の規則違反の甚だしいものは、進級・卒業が認めません。

オ **卒業**は、全学年の課程を修了した者に認定します。

※年度内に教務内規が改定された場合は該当年度から適用される事もあります。

## 毎日の学習のために

多くの人は、社会に出て初めて勉強の大切さを知り、高校時代にもっと勉強をしておけばよかったと後悔しているのが現実です。

勉強は自分自身のためにするということを自覚し、次にあげる『学習の基本』を守り、毎日一生懸命努力して欲しいと思います。

### 【学習の基本】

- ①毎時間の授業を真剣に聞き、わかろうと努力する。
- ②日頃から集中力・持続力・忍耐力を高めるように心がける。
- ③教室や使用物などを常に整理整頓し、学習環境を整える。
- ④時間や提出物等の約束事を守る習慣を身につける。

## 授業を受ける心得

- ①教室移動は休み時間中に行い、始業のチャイムで教室内（実習場所）の所定の席に着いていること。※授業の15分以上の遅刻・中抜け・早退は欠席扱いとする。
- ②授業の始めと終わりのあいさつはきちんと行うこと。
- ③教科書・ノート・筆記用具など授業に必要な用具を忘れないこと。机上には必要のないものは置かないこと。
- ④授業中の板書をノートやプリントにしっかり記入すること。提出物の期限を守ること。
- ⑤授業時間中の飲食（あめ・ガム等も）、携帯電話の使用は一切禁止する。
- ⑥授業中の居眠りや私語はしないこと。授業に積極的に参加し、適切に発言すること。

## 考査を受ける心得

- ①机上には、鉛筆・消しゴム・定規のみ出すことができる。  
（筆入れ等は机上に出すことはできない）
- ②机の中には何も入れない。
- ③かばんは教室の前か後ろに置く。
- ④試験中に文房具の貸借は認められない。
- ⑤廊下側より、出席番号順に着席する。
- ⑥受験する服装は、正装とする。
- ⑦途中退席は認めない。
- ⑧携帯電話は朝のHRで預ける。考査時間中に鳴ったりした場合は、不正行為に準ずる。
- ⑨その他試験監督の指示に従わない場合、不正行為を行った場合は、当該科目の点数は0点とし、以後の科目の受験および追考査を認めない。

## Ⅱ 生活について

### 服装規程

(目的)

第1条 外見は、その人を表すものである。流行華美に流れることなく、清潔で清楚な容姿を心がけ、他人に不快な感じを与えぬように努めなければならない。

(制服)

第2条

- (1) 男女それぞれの規定の制服を着用する。
- (2) 規程の制服を装飾したり変形したり着崩すことを禁ずる。
- (3) ボタンなどが欠損した場合は、すみやかに補う。
- (4) 上靴は、本校指定のものとする。
- (5) 首輪・腕輪・足輪・指輪・耳輪などの装飾品を身につけない。

(夏服)

第3条

- (1) 夏服の着用は気候に応じた学校が定める期間とする。
- (2) ポロシャツのボタンをはずすことを禁ずる。
- (3) 定期考査・集会・儀式(始業式・終業式・記念式典)は、指定の服装でない場合は、出席させない。

(その他)

第4条

- (1) 式典(入学式・卒業式・記念式典)の場合は、女子は黒のストッキング・タイツを着用する。
- (2) 校舎内でのカーディガン・セーター・パーカー・マフラーの着用を禁ずる。
- (3) 登下校の際のジャージの着用を禁ずる。
- (4) 実験・実習・体育等の服装については、それぞれ指定されたものを着用する。
- (5) 上記の各項目で、規定されない服装(靴下・白ワイシャツ・ベルト・コート類)については、華美なものや特殊な型式のものをさける。
- (6) 定められた以外の服装を着用しなければならない時は、異装届を提出し許可を得る。その場合は、本校指定のジャージを着用する。

(身体)

第5条 身体を加工したり装飾したりする行為を禁止する。具体的には次のような行為である。

- (1) 額の剃上げ・剃り込み
- (2) 剃眉・眉毛に手を加える行為
- (3) 髪の色・脱色・ウェーブ・パーマ・カール等による変形や加工
- (4) 眉・耳・肩にかかる長髪
- (5) 髭をたくわえる行為
- (6) 化粧・マニキュア・カラーコンタクト
- (7) ピアスなど身体に穴を穿つ行為
- (8) その他入れ墨等の社会的に不相当であつたり認められていない行為

〔附 則〕

この規程は平成23年 4月 1日から施行する。  
平成27年 4月 1日一部改正(第3条)  
平成29年 4月 1日一部改正(第3条)  
令和 3年 4月 1日一部改正(第3条)  
令和 6年 4月 1日一部改正(第3条(2)、第4条(2))

# アルバイト規程

## （目 的）

第1条 本規程は、勤労の尊さや社会の生活を実際に体験し、自己の進路について主体的に考えるためのアルバイトになるように、基準を定めたものである。

## （届 出）

第2条 届出の提出

- (1) 希望する者は、本校指定の用紙に記入し、提出する。
- (2) その期間の長短に関わらず、必ず提出する。

## （職 種）

第3条 次の職種や業務を禁止する。

- (1) 本校の定める帰宅時間22時以降、深夜に及ぶ就業
- (2) 主に酒類を提供する職種（居酒屋、スナック、キャバレー等）
- (3) 風俗営業（パチンコ店、カラオケ店、麻雀荘等）
- (4) その他、危険を伴う業務、有害物質を扱う業務

## （心 得）

第4条 授業や特別活動に支障をきたすアルバイトをしない。

- 2 定期考査1週間前から考査終了まで、禁止する。但し、新聞配達はこの限りでない。
- 3 赤点所有者は、補習や追試を優先する。
- 4 大野農業高校生としての品位を汚さない言動で臨む。
- 5 報酬は、安易に浪費するのではなく、目的に沿った用途に用いる。
- 6 各事業所には、本規程の主旨を理解していただくようにする。
- 7 入学者は、原則入学時から夏季休業終了までアルバイトを禁止する。

## 〔附 則〕

この規程は平成23年 4月 1日より施行する。

令和 2年 4月30日一部改正施工（第4条7追加）

# 運転免許取得規程

(目的)

第1条 車両運転免許を取得するにあたり、この規程を定める。

(入校を許可する条件)

第2条

- (1) 保護者等の同意と協力が得られ、本校で開催される説明会に保護者とともに参加した者
- (2) 服装・頭髮に乱れがなく、本校の校則や指導に従っている者
- (3) 3年生になってから校長訓戒以上の特別指導を受けていない者  
(進路上必要と判断され、解除後の生活態度に問題がない場合は職員会議を経て決定する。)
- (4) 第3学年で卒業の見込まれる者(成績や欠席・遅刻・早退に関する指導を受けていない者)
- (5) 説明会の開催月までの学校諸納金が完納されていること
- (6) 自動二輪および原動機付自転車免許証を不正取得していない者
- (7) 仮評定で「1」がなく、欠課時数の20%を超えていないこと  
(仮評定「1」のある者は、「1」が解消されてから入校手続きを行う)

(通学)

第3条

- (1) 授業や学校行事を優先し、遅刻・早退・欠席をしない。
- (2) 定期考査の1週間前及び期間中の通学を禁止する。
- (3) 仮検・卒検の際には、公欠届の提出により公欠を認める。
- (4) 通学中に懲戒を受けた場合は、解除後1ヶ月間の通学を禁止する。
- (5) 取得教習開始は、夏休み以降とする。

(免許の取得)

第4条

- (1) 運転免許証は保護者等が責任をもって管理し、運転は保護者同乗の場合のみとする。その使用についても保護者が責任をもつ。
- (2) 登下校時の運転や交遊のための運転を認めない。
- (3) 車両の貸借を禁ずる。
- (4) 免許取得に伴う、公安委員会での学科試験の受検は家庭学習期間以降に入ってからとする。

(違反や事故)

第5条

- (1) 本規程および、交通規定に違反した場合は、指導処置をする。
- (2) 車両の運転(同乗も含む)による事故は、日本スポーツ振興センターや全国高P連賠償責任補償制度等の保険適用外である。
- (3) 在学中の二輪車の免許取得および運転を全面禁止とする。
- (4) 通学中に非行事故を起こした者は自動車学校への通学を禁止する。
- (5) 免許取得後、3月31日までは保護者同乗のもと運転する。

〔附 則〕

この規程は平成23年 4月 1日から施行する。

令和 6年 4月 1日一部改正(第5条(1)、(2))

# 生徒会規約

(名 称)

第1条 本会は北海道大野農業高等学校生徒会と称す。(以下本会)

(構 成)

第2条 本会は北海道大野農業高等学校生徒を会員とし北海道大野農業高等校長、および教職員全員を顧問として構成する。

(目 的)

第3条 自治活動を通じて良き公民精神を養い、互いに親睦融和し、研究を助長して、立派な個人を発達させ協力一致して校風の昂揚を図り、明るい学園生活を営み我々の福利を増進することをもって目的とする。

(権 限)

第4条 自治活動の権限は校長が我々に委任したものであり、校長の許可した範囲内において活動する。

(活動の範囲)

第5条 本会の活動は、次のとおりとする。

- (1) 校長は諸教育活動の実施及び自治活動に協力する。
- (2) 生徒会規約により附則を作成する。
- (3) 学校内における選挙の計画その実施および監督をする。
- (4) 新聞、その他の出版物を発行する。
- (5) 生徒の請願を議題にして審議する。
- (6) 校舎内における生徒会活動に関し、全校生徒に通知・報道の役目をする。
- (7) 学校衛生の諸行事に協力する。
- (8) 学校内における言葉遣い、礼儀、服装、風紀、保健等に注意し、思わしくない場合に相互に勧告し合う。
- (9) 指導教師の指導下に各種部の部長を選出して活動する。
- (10) 生徒会資金の保管収入決算を行う。

(組 織)

第6条 本会は次の機関をおく。

- (1) 生徒総会
- (2) 執行委員会
- (3) 評議委員会
- (4) 選挙管理委員会

(役 員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 書 記 2名
- (4) 会 計 2名
- (5) 会計監査 2名

2 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は生徒会を代表して会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の折はその仕事を代行する。
- (3) 書記は生徒会に関する一切の記録および書類を処理し、生徒会所属機関の連絡調整を図る。
- (4) 会計は別に定める会計規程により会計業務を担当する。
- (5) 会計監査は別に定める会計監査規程により会計監査業務を担当する。

- 3 役員は立候補者の中から会員の投票により選出する。但し、選挙管理委員会で告示した期間中立候補者がいない場合は、その役員について評議委員会で推薦し信任投票を行う。役員の仕事票は、投票総数の過半数を必要とする。
- 4 役員の仕事期は年度末総会後から翌年年度末総会までの1ヶ年間とし、再任を妨げない。但し、役員の仕事兼任はできない。
- 5 役員のうち欠員の仕事じた場合は補欠選挙を行う事ができる。その仕事期は前任者の残りの期間とする。  
また補欠選挙は1ヵ月以内とし、原則として次点者を推薦するが、次点者不在の場合はⅣ-5生徒会規約第11条3に基づいて実施する。
- 6 選挙に関する規程は別に定める。
- 7 役員の仕事認証は定められた手続きを経て、校長が行う。

(生徒総会)

第8条 生徒総会は本会の最高決議機関とし、校長の承認を必要とする。

- 2 生徒総会は年間1回開催するが、但し、生徒会会長および評議委員会で必要と認めるとき並びに会員の5分の1以上の要求があった場合には臨時総会を開催することができる。
- 3 生徒総会は別に定める生徒総会運営規則により運営される。
- 4 生徒総会は全会員の3分の2以上の出席を必要とし、その決議は出席人員の過半数以上の賛成を得なければならない。
- 5 生徒総会は次の事項について審議する。
  - (1) 予算および決算に関すること
  - (2) 生徒会運営の基本方針
  - (3) 規約の変更
  - (4) その他の重要事項

(執行委員会)

第9条 本委員会は、生徒会活動の諸方面を専門的に研究調査し、執行業務を評議委員会に連出する。また、本委員会は評議委員会の決議事項を全会員に徹底励行させる。

- 2 執行委員会は、生徒会会長、生徒会副会長、生徒会書記、生徒会会計および各専門委員長並びに各専門副委員長をもって構成する。
- 3 各委員会は、生徒会評議委員およびホームルーム役員を兼ねることはできない。但し、仕事期は1ヵ年とする。
- 4 執行委員会は、評議委員会の要請があるとき或いは生徒会会長の必要と認められた場合に生徒会会長がこれを招集して開会する。
- 5 執行委員会には、その目的を達成するために次の各専門的な研究機関をおき各部門に担当の各委員若干名をおく。
  - (1) 風紀委員会  
本委員会は、会員相互の自治活動を規律化し、風紀問題に関する対策について研究し且つ実施して生徒の自治および校風の発揚に努める(言葉遣い、礼儀、服装、風紀、清掃、整頓、企画、実施)。
  - (2) 保健委員会  
本委員会は生徒相互にわたる保健活動を自主的且つ組織的に推進して、生徒の保健衛生並びに生徒相互の衛生面を改善してその実施にあたる。
  - (3) 体育委員会  
本委員会は、生徒会活動の運動に関するすべての企画とその所属する部の運営を担当する。
  - (4) 文化委員会  
本委員会は、生徒会活動の文化面に関するすべての企画と研究並びに所属部の運営及び実施にあたる。

- 6 各委員会は、ホームルームから選出された各2名の委員をもって構成する。
- 7 各委員会には委員長、副委員長をおき第7条3の規程に準じ選挙により選出する。
- 8 本会の運営に必要なときは、生徒総会の承認を経て、特別委員会を設置することができる。

(生徒評議員会)

第10条 評議委員会は生徒会の運営に関する各種の計画、立案並びに執行委員会およびホームルームの提案事項を審議し、評議委員会の議決事項を執行委員会に提出し、執行させる最高の評議機関とする。

2 評議委員会は生徒会役員およびホームルームからその代表として選出された各1名の評議員をもって構成する。但し、評議委員は他の役員を兼任することはできない。また評議委員会に出席できない場合はその理由を議長、副議長に届出、クラスで認める代理人を出席させなければならない。

3 評議委員会は評議委員の要請があったとき、生徒会会長がこれを召集し開くこととする。但し、必要と認めた場合は生徒会会長が随時召集して評議委員会を開催することができる。

4 評議委員会は全評議委員の3分の2以上の出席を必要とし、その決議は出席委員の過半数以上の賛成を得なければならない。

5 評議委員会の任期は1ヵ年とする。但し、再任は妨げない。また議長・副議長の任期についても同様とする。

6 第7条3により評議委員会は選挙管理委員会より会長・副会長・書記・会計・会計監査の推薦を委嘱された場合は会員中よりこれを推薦しなければならない。

7 評議委員会の議長・副議長・書記のうちそれぞれ1名は評議委員より選出しその任務は次のとおりとする。

(1) 議長は議会の秩序を保ち議事の進行を図り賛否同数の場合は議長がこれを採決する。

(2) 副議長は議長を補佐し議長不在のときはその任務を代行する。

(3) 書記は評議委員会の議事録を作成し議事録その他の書類を管理する。

(選挙管理委員会)

第11条 委員長は委員の互選による。

2 選挙管理委員会の任務は別に定める選挙規程による。

3 選挙管理委員会は、立候補者受付締切日までに立候補者がいない場合、評議委員会に対しその推薦を委嘱する事ができる。

4 選挙管理委員会は、前条により推薦された候補者に対して期日を定めて会員による信任投票を行わなければならない。

5 選挙管理委員会の任期は設置された日から別に定める選挙規程により選挙事務完了までとする。

(外局)

第12条 本会に次の外局をおく。

(1) 新聞局

(2) 放送局

2 外局は、学校発展に寄与し生徒相互の親睦を図り本校生徒の教養を高め文化の向上に努める事を目的とする。

3 外局は毎年度始め、執行委員会が指示する期間中に局員名簿を執行委員会に提示しなければならない。

4 各外局長または代表者は生徒会活動の本旨にのっとり局員の活動状態その他について意見の交換を行うために各外局長会議を開くことができる。

5 各外局長は、その会の必要に応じて生徒会役員その他関係委員の出席を要求することができる。

- 6 各外局長はその任務の重要性にかんがみ、ホームルーム役員以外の役員を兼ねることは、原則としてできない。
- 7 各外局の経費は生徒会会計の中に別途予算を計上する。各外局長は年度始めに、その年度の予算を要求しなければならない。
- 8 各外局は、生徒会の本旨または外局の目的に反しない限り独自に規約を定める事ができる。但し、その規約は生徒会会長に提出する。

(ホームルーム)

第13条 ホームルームは生徒会活動の基礎である。

- 2 ホームルームには次の役員をおく。議長、副議長、書記、会計。
- 3 議長はホームルームを代表して、その総理にあたり、副議長はこれを補佐する。ホームルーム役員の任期は1ヵ年とする。
- 4 ホームルーム評議委員1名、風紀・保健・体育・文化・交通安全推進・ボランティア・選挙管理各委員を選出しなければならない。
- 5 評議委員は、ホームルームの意見を評議委員会において発表するとともにその決議事項その他をホームルームに報告しなければならない。
- 6 各委員会は、ホームルームを代表してその業務にあたり企画執行の状況をホームルームに報告しなければならない。
- 7 評議委員会および各委員は、年度途中で欠員が生じた場合、各クラスで審議し補充することができる。

(部・同好会)

第14条 教養と個性の涵養を目的に行われる部・同好会活動は体育・文化両委員会の下に行われる。文化関係は文化委員会に、体育関係は体育委員会に属する。

- 2 部の設置は部活動可能と認めた場合に、評議委員会で審議し、その承認を経て生徒会で決定される。

(1) 部活動の昇格・新設

① 愛好会の発足について

- ア 複数人の生徒が確保されること
- イ 顧問が確保されること
- ウ 年間計画が確立し活動が継続されること
- エ 愛好会活動が半年間以上認められない場合は消滅する。
- オ 生徒総会で承認されること  
※年度途中で発足される場合、評議委員会にて承認を受け、生徒会へ報告、生徒会はその旨を全校集会等で生徒へ周知すること  
※活動予算(活動費・登録加盟金・遠征費用)は配分されない。

② 同好会への昇格について

- ア 愛好会活動が半年間以上計画的・継続的に行われていること  
(会合・練習・活動等が1週間に1回以上実施されている)
- イ 生徒総会で承認されること。(生徒・顧問から昇格要請があること)
- ウ 日誌など活動がわかるようなものを提出すること  
※同好会は、活動予算・遠征費用は配分される。

③ 部への昇格について

- ア 同好会活動が1年間以上計画的・継続的に行われていること  
(会合・練習・活動等が1週間に3回以上実施されている)
- イ 生徒総会で承認されること。(生徒・顧問から昇格要請があること)
- ウ 日誌など活動がわかるようなものを提出すること  
※部は、活動予算・遠征費用は配分される。

(2) 部の降格・廃止

① 部からの降格

ア 部として活動が1年間なされない場合

② 同好会の廃止

ア 同好会として活動が1年間なされない場合

イ 同好会段階で、1年間生徒が確保されない場合

ウ 顧問が確保されない場合も含めて廃止とする。(部、同好会、愛好会に該当)

3 部の予算は恒久的設備および消耗品として使用し、個人用品は認めない。

4 本部会の予算は部長会議で審議し、評議委員会の承認を経て生徒総会で決定される。

5 本部会の活動は評議委員会の監督を受けるものとする。

(改正)

第15条 本会則を改正する場合は、評議委員の3分の2以上が出席した評議委員会において過半数の議決により可決され、更に総会において出席人員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

〔附 則〕

第1条 本会の運営に必要なときは評議委員会によって細則を決め施行する。

第2条 第9条5における特別委員会として、次の委員会を設置する。

(1) 交通安全推進委員会 (2) ボランティア委員会

(3) 図書委員 (4) 進路委員

この規程は昭和37年 9月 1日より施行する。

昭和60年 4月 22日 一部改正

平成 5年 4月 1日 一部改正

平成16年 4月 1日 一部改正

平成23年 4月 1日 一部改正

平成28年 4月 1日 一部改正 (第7条4)

令和 2年 4月 30日 一部改正 (第8条2)

令和 6年 4月 1日 一部改正 (第7条5、第13条2、附則第2条)

# 選挙規程

(総則)

- 第1条 この選挙規程は、北海道大野農業高等学校生徒会規約に基づき生徒会役員を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由意志によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって健全な民主的学園の発展を期することを目的とする。
- 2 生徒会役員の定数は生徒会規約による。
  - 3 この選挙規程において選挙に関する一切の事務は選挙管理委員会が管理執行する。

(選挙資格)

- 第2条 北海道大野農業高等学校生徒会会員は選挙権および被選挙権を有する。
- 2 選挙管理委員会および選挙事務に関係する会員は被選挙権、選挙権はもたない。但し、選挙管理委員が立候補するときは、その職を辞して、そのホームルームから代わりの委員を選出する。また選挙責任者になることもできない。

(投票(投票所および開票))

- 第3条 投票日、投票所は学校と選挙管理委員会との協議により定める。
- (1) 選挙管理委員長は選挙日15日以前、投票所は5日以前に全会員に公示する。
  - (2) 投票は1人1票連記無記名とする。
  - (3) 投票方法は選挙管理委員誘導によって投票所に至りホームルーム毎に投票する。
- 2 投票日不在者は、選挙管理委員会に申し出てその認可を得て不在投票する。この投票は選挙管理委員会の過半数の立合を必要とし委員長はこれを開票日の当日まで保管する。
  - 3 開票日は投票日とし、選挙管理委員会顧問2名、立候補者より1名の代表する立会人によってこれを行う。
  - 4 下記の投票はこれを無効とする。
    - (1) 選挙管理委員会が発行する用紙を用いないもの
    - (2) 指定以外の記号を記入したもの
    - (3) 白紙あるいは白紙に相当するもの
  - 5 選挙管理委員会は投票録を作り投票に関する次第を立会人とともに記載する。投票録・開票録は学校長に提出し承認を得なければならない。
  - 6 当選者を決定するにあたり得票数が同数のときは決戦投票を実施する。
  - 7 選挙管理委員会は当選決定後2日以内に当選者の学年氏名を全会員に公示する。

(立候補選挙運動)

- 第4条 立候補者は選挙期日の公示の日から投票5日前までに選挙管理委員会に文書をもって届け出なければならない。
- 2 会員が他人を推薦し候補者とするときは本人の承諾を得て投票5日前までに選挙管理委員会に文書をもって推薦立候補者名を届け出なければならない。
  - 3 選挙運動は選挙期日公示の日から選挙の前日までとする。
  - 4 選挙管理委員会は、選挙期間中に1回以上全候補の立会演説会を開催しなければならない。選挙演説会時間、その他はその都度決める。
  - 5 選挙運動にポスター等を使用する場合は、選挙管理委員会の検印を受けなければならない。
  - 6 下記に掲げる行為をしたときは被選挙権または選挙権を失う。
    - (1) 特別の関係地位を利用し選挙運動を行ったとき
    - (2) 有権者または選挙運動者に対して金銭物品の供与を行ったとき
    - (3) 選挙管理委員会指定の場所以外でポスター掲示または演説を行ったとき
    - (4) 選挙管理委員会の指示以外の文書等を使用したとき
    - (5) 有権者、候補者または運動者に対して暴行もしくは威圧したとき

(6) 演説会、その他の選挙運動を妨害したとき

- 7 選挙管理委員会は選挙を公正適切に行うために選挙規程を各運動者に配布または指示された場所に提示しなければならない。
- 8 この規程は評議委員会において3分の2以上の賛成によって改正することができる。
- 9 この規程は昭和37年 9月 1日より施行する。  
平成23年 4月 1日一部改正  
令和 6年 4月 1日一部改正 (第3条(1))

# 【 自転車通学について 】

本校では、以下の項目を守ることを条件に、自転車通学を許可します。

## 1 登 録

- (1) 自転車通学を希望するものは、本校所定の「自転車通学届」を提出する。
- (2) 自転車保険に加入すること。
- (3) 自転車通学届と自転車保険の加入の両方を確認し、ステッカーを購入し貼ること。

## 2 安全運転

- (1) 安全運転の観点から、日ごろより自転車の整備を心がける。  
(特に、ブレーキ、鍵、ライトが完備されていて、改造を加えていないこと。)
- (2) 二人乗り運転、右側通行、並行運転等、道路交通法に違反する運転をしないこと。
- (3) 常に歩行者および自動車運転者の安全を心がけた運転をすること。
- (4) 万が一の交通事故に備えてヘルメットの着用の努力義務を実践し、冬期間の圧雪アイスバーンやスリップ路面での運転はしない。

## 3 保管や乗車マナー

- (1) 校内においては指定された場所に駐輪し、必ず2つ以上の鍵をかけて、盗難の防止に努める。
- (2) 他人に安易に自転車を貸さない。
- (3) 実習時の校内での移動、休み時間における校外への買い物等に、自転車を使用しない。
- (4) 携帯電話の通話・操作やイヤホンをつけた運転しない。

## 4 通学届の取り消し

- (1) 上記心得に違反するものは、自転車通学の許可を取り消す。

# 【 身だしなみ点検 】

身だしなみ点検は原則、毎月および長期休業明けに実施する。

## (1) 点検項目

- ア 頭髪 ①頭髪の色については本校指定の色スケール5番とする。  
 ②ドライヤーやアイロン等での変色、染色などでの色落ちも同様に改善となる。  
 ③染髪については、期日までに改善されない場合は、帰宅指導となる。  
 (その場合、通常の欠席・欠課となる)  
 ④改善が十分でなかったり、改善後すぐに元に戻ってしまう場合、その後に不備が確認できた場合は、再度、改善指導となる。  
 ⑤髪の長さ 男子 ・正面から見て耳が見えること  
 ・後ろ髪がブレザーの襟にかからないこと。  
 ・前髪で眉が隠れたり目にかからないこと。(男女共通)  
 髪型等 ・アシンメトリー、パーマ、剃り込み等、  
 奇抜と判断されるもの。  
 ・髭をたくわえること。  
 ・剃髪、額の剃り込み。  
 女子 ・パーマ、ウェーブ等の髪の加工。  
 ・エクステ・付け睫毛の装着。  
 ・眉毛の加工。

イ 制服 ①改造制服・違反ベスト・カーディガン・セーター類は没収する。

ウ 装飾 ①化粧・マニキュア・カラーコンタクト・ピアス・指輪・腕輪・首輪は没収する。

(2) 点検は生徒指導部・学年付の先生で行う。

(3) 違反者については、【身だしなみ改善カード】を渡し、期日までに改善し、担当教諭の改善確認印をもらい、生徒指導部長に提出する。

### 身だしなみ違反「改善カード」

- ① 着こなし (裾出し・踵踏み・第一ボタン・腰パン・スカート巻き上げ)
- ② 装飾 (マニキュア・化粧・入れ墨・ピアス・指輪・腕輪・ネックレス)
- ③ 違反制服 (改造スカート・違反ベスト・カーディガン・パーカー)
- ④ オプション (ボタン・バッジ・ネクタイ・リボン)
- ⑤ 毛 (頭髪・眉毛・睫毛・髭 などの変形や加工)
- ⑥ その他 ( )

上記の違反を改善することができました。

令和 年 月 日

年 科 番 \_\_\_\_\_

保護者 \_\_\_\_\_ 印

身だしなみ係	→	身だしなみ係	→	副担任	→	学年主任	→	生徒指導部

※生徒は、確認印をもらい、生徒指導部(身だしなみ係)に提出して下さい。

※提出期限に遅れた生徒は、保護者呼び出しになります。

## 【 異装届について 】

- (1) 保護者の方からの連絡（怪我、病気等）があり、異装届（職員室入口に設置）を提出し認められた場合のみ、体育指定のジャージでの学校生活が認められます。
- (2) 異装の許可を願う生徒は、職員室入口にある異装届に必要な事項を記入後、担任の許可サインをもらい提出する。
- (3) 病気や怪我以外の理由で異装届 10 枚目に達した者は、生徒指導部より、制服の管理や身だしなみのもつ意味などについて指導となる。
- (4) 身体的事由により、長期にわたり、継続的に異装が必要な場合は、診断書を提出すること。

## 【 携帯電話の使用についてのルール 】

- 1 携帯電話の持ち込みは許可する。使用する場合は以下のマナー・使用規定を守ること。
  - (1) 始業のチャイムが鳴った後の授業中は使用しない。メールや電話で鳴らないように、電源を切るか、マナーモードにして鞆に入れ、端末を見たり、端末に触れたりしないこと。ただし調べ学習等、使用許可が出た場合のみ使用できる。
  - (2) 使用できるのは休み時間や昼休み時間のみとし、使用できる場所は校内では多目的ホール、教室のみとする。廊下・実習場は許可しない。校地内での歩きスマホは禁止する。
  - (3) 音を出して音楽・動画を見聞きしたり、ゲームをすることは禁止する。
  - (4) 他者を許可無く、勝手に撮影（盗撮）したり、撮影した画像をネットにアップしたりしないこと。盗撮・プライバシーの侵害等に当たり、特別指導の対象となる。
  - (5) 校地内での様子や校内で撮影した画像・動画をネットにアップすることは禁止する。
  - (6) 校内のコンセントでの充電は禁止する。
  - (7) 緊急メールやJアラートで鳴った場合は状況を確認し、安全確認・避難行動を取る。
  - (8) 保護者からの緊急連絡は従来通り、学校に連絡を入れてもらう。

### 2 違反した場合の指導について

- (1) 授業中に使用したり、鳴った場合はもちろん、休憩時間中であっても使用ルールを守れない場合は預かり指導～特別指導となる。

※使用とは①電話を見る ②電話をかける ③電話に出る・応える ④ライン・メールをする ⑤ライン・メールに応える ⑥音楽を聴く ⑦充電をする ⑧その他ゲーム・SNS への投稿なども含め端末に触れる行為
---

- (2) 使用違反
  - 1 回目 教科担任や居合わせた教員が預かり担任に渡す。放課後に指導の上、返却する。生徒は保護者から違反カード（黄色）の確認印をもらい、担任へ提出する。
  - 2 回目 別室指導となり、1 時間目から 6 時間目まで生徒指導部・教務部・担任による指導を行うとともに、携帯電話を 1 週間終日預かる。（生徒指導部長預かり）
  - 3 回目 順次「説諭、訓戒、停学」という特別指導になるとともに、携帯電話を学期中終日預かる。（生徒指導部長預かり）。

※終日とは朝～放課までとする。

- (3) 預かり指導を拒否した場合は指導無視・不服従・校規紊乱で特別指導の対象となる。

### Ⅲ 農業クラブ規約

(総則)

第1条 本クラブは、北海道大野農業高等学校農業クラブといい、事務局を北海道大野農業高等学校に置き、将来の農業経営者として必要な人格や信念を培い、指導性・社会性・科学性を身につけ会員相互の親睦の内に研究を助け、社会に奉仕する精神を養うことを目的とする。

(組織)

第2条 本クラブは、北海道大野農業高等学校の生徒により構成される。その活動は農業教育の一環として行う。

- 2 南北海道学校農業クラブ連盟(以下南連)、日本学校農業クラブ北海道連盟(以下道連)、日本学校農業クラブ連盟(以下日連)に加入する。
- 3 会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名、監査2名とHR代議員を置く。但し、役員中より行事企画係、新聞企画係、研究班係を互選する。
- 4 本クラブには、別表1の組織図のような研究班を置く。
- 5 各研究班に顧問を置き、指導助言を仰ぐ。
- 6 各研究班に班長1名、副班長1名、会計1名を置く。

(活動および事業)

第3条 本クラブの活動および事業は次のとおりとする。

- (1) プロジェクト活動および調査研究
- (2) 技術競技大会および調査研究
- (3) 見学視察
- (4) 社会奉仕
- (5) FFJ検定
- (6) 各種行事への協力
- (7) 機関誌の発行
- (8) 各種農業団体との連携
- (9) その他本クラブの目的に沿い必要と認められた事業活動

(役員、代議員、研究班役員の選出および任務)

第4条 役員はクラブ員の総選挙によって選出される。

- 2 各研究班役員は各研究班で互選する。
- 3 代議員は各クラス2名とし、各HRより選出する。
- 4 役員、研究班長の任期は年度末総会終了後から翌年年度末総会までの1ヶ年とする。
- 5 代議員の任期は1ヶ年とする。
  - (1) 会長はクラブ員を代表し、会務を司る。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその任務を代行する。
  - (3) 書記はクラブの沿革の記録、会議の議事録作成、会員名簿の整備通知、発送掲示、各種記録の確認をする。
  - (4) 会計はクラブの財産の管理、年度の収支計画書の作成、その他会計上の業務にあたる。
  - (5) 監査は会計監査を行い、総会で報告する。
  - (6) 代議員はHRを統率し、クラブの企画運営に参加する。
  - (7) 研究班長は研究班を統率し、連絡協調を図る。

(選挙)

- 第5条 選挙管理委員会は各HRから選出された選挙管理委員で構成し、選挙管理委員長はその委員会で互選する。
- 2 選挙管理委員会の任期は1ヶ年とする。但し、役員に立候補する場合は辞任しなければならない。
  - 3 役員に立候補するものは、選挙期日の5日前までに選挙管理委員会に届出をしなければならない。但し、立候補者は本クラブ員の責任者を必要とする。

(会)

- 第6条 本クラブ総会は、代議員会、執行委員会をもつ。
- 2 総会は議決権をもちその行使はクラブ員の3分の2以上の出席による多数決とする。
  - 3 総会は原則として年度始総会と年度末総会を行う。但し、会長または会員の5分の1以上が必要と認めた臨時総会を開くことができる。
  - 4 代議員会は役員、代議員をもって構成し、必要と認めた時開催する。

(会計)

- 第7条 経費は会費、その他によってまかなう。
- 2 会計年度は4月1日より翌年3月31日までの1ヶ年とする。
  - 3 会計は顧問が指導助言し、その責任を負う。

(級位授与および表彰)

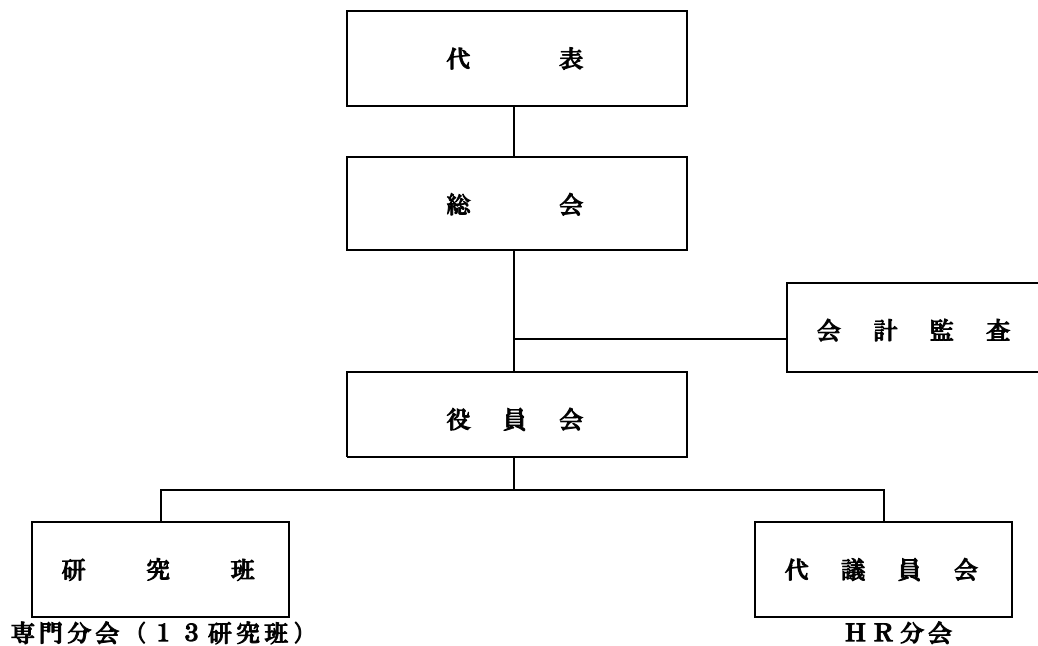
- 第8条 本クラブに校内FFJ検定委員会を設置する。
- 2 校内FFJ検定委員会は顧問団・役員・代議員により構成する。
  - 3 級位の認定は、初・中級位は校内検定で、上級位は集合検定を行う。
  - 4 各級位はクラブ員としての努力や活動が認められたものに授与される。
  - 5 各級位の検定は年1回行う。

(附則)

- 第9条 本クラブの規約改正は会員の3分の2以上の承認が必要である。
- 2 本クラブの規約は学校長の承認を得て平成28年4月1日より施行される。

令和6年4月1日 一部改正(総則)

[別表 1] 北海道大野農業高等学校農業クラブ組図



農業科学科	食品科学科	園芸福祉科
水稲 畑作 乳牛 中家畜 野菜	農産加工 肉加工 乳加工 実験・流通	生物活用 農業福祉 草花 果樹

# IV 進路指導に関する規程

## 進路推薦基準・選考規程

### 第1章 推薦委員会の設置

#### 第1条 【推薦委員会】

- 1 本校の在學生及び卒業生（卒業後1年間）が進学又は就職のため推薦を希望する場合、それを審議する委員会を設置する。
- 2 委員会は教頭・進路指導部員・当該HR担任及び関係職員をもって構成し、教頭が委員長を務め、進路指導主事はその代行を勤める。
- 3 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

### 第2章 就職試験への推薦及び選考に関する規程

#### 第2条 推薦基準は原則として次のとおりとする。

##### 1 【学校長推薦】

卒業見込みの生徒で、自営、縁故、自己開拓を除き、本校から出願する就職試験はすべて学校長推薦とし、推薦委員会で認められた生徒のみ、推薦を受け出願することができる。なお、学校の運営費に関わる点からも諸納金・授業料・寮費の完納も推薦の条件とする。

##### 2 【学業成績】

学業成績は、3年間の評定平均値が、（3.0）以上であること。推薦委員会の時点で、単位保留科目（赤評価、欠時数が実施時数の2割を超過すること）がないこと。

##### 3 【出席状況】

出席状況が良好（3年間で9日以内）であること。遅刻と早退は3年間で合計19日以内。ただし、欠席、遅刻早退の理由によってはこの限りではなく、推薦委員会に諮ることができる。

##### 4 【人物像】

生活態度が良好で、懲戒指導を受けたことがない者。懲戒（校長訓戒以上）を受け、その後に生活態度が著しく改善した者は推薦委員会に諮ることができる。その場合、3年で懲戒指導を受けた者は、職員会議で審議しなければならない。なお、懲戒指導を受けたことがない者でも、校則等、学校での集団生活を乱し、学校の指導に従えない者については、推薦の対象から外す。

※出願した後、懲戒指導を受けた場合は、次のように扱う

○謹慎期間中は受験することができない。

○試験が謹慎後実施される場合は、職員会議で審議する。

##### 5 【その他】

1～4のいずれか一つの基準を満たしていない者でも、推薦に値すると担任・学年主任・各学科長が認めた者については、推薦委員会に諮ることができる。

##### 6 【辞退の禁止】

就職内定者は、内定を断ってはならない。

## 第3章 進学試験への推薦及び選考に関する規程

第3条 推薦基準は原則として次のとおりとする。

### 1 【学校長推薦】

卒業見込みの生徒で、AO入試、一般入試を除き、本校から出願する就職試験はすべて学校長推薦とし、推薦委員会で認められた生徒のみ、推薦を受け出願することができる。なお、学校の運営費に関わる点からも諸納金・授業料・寮費の完納も推薦の条件とする。

### 2 【学業成績】

学業成績は、3年間の評定平均値が、大学等の場合は、(4.0)以上、短大・専修学校の場合は(3.5)以上であること。推薦委員会の時点で、単位保留科目(赤評価、欠時数が実施時数の2割を超過すること)がないこと。ただし進路先が指定する推薦基準がある場合は、推薦委員会で別途審議する。

### 3 【出席状況】

出席状況が良好(3年間で9日以内)であること。遅刻と早退は3年間で合計19日以内。ただし、欠席、遅刻早退の理由によってはこの限りではなく、推薦委員会で諮ることができる。

### 4 【人物像】

生活態度が良好で、懲戒指導を受けたことがない者。懲戒(校長訓戒以上)を受け、その後に生活態度が著しく改善した者は推薦委員会で諮ることができる。その場合、3年で懲戒指導を受けた者は、職員会議で審議しなければならない。なお、懲戒指導を受けたことがない者でも、校則等、学校での集団生活を乱し、学校の指導に従えない者については、推薦の対象から外す。

※出願した後、懲戒指導を受けた場合は、次のように扱う

○謹慎期間中は受験することができない。

○試験が謹慎後実施される場合は、職員会議で審議する。

### 5 【その他】

1~4のいずれか一つの基準を満たしていない者でも、推薦に値すると担任・学年主任・各学科長が認めた者については、推薦委員会で諮ることができる。

### 6 【辞退の禁止】

推薦合格者は、内定を断ってはならない。

※ 令和2年4月1日より施行